

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### ■学特申請用学校情報管理

個人番号, 学校名称, 学校所在地, 学校の設立形態, 在学期間開始, 在学期間終了

### ■申請免除結果記録2

個人番号, 連番, 申請日, 免除申請種別, 免除判定日, 免除判定結果区分, 免除種別, 申請年度, 整理番号, 継続申請, 社保送付日, 社保受区分, 特例継続申請区分

### ■申請免除結果記録

個人番号, 連番, 申請日, 免除申請種別, 免除判定日, 免除判定結果区分, 免除種別, 免除申請種別17年改正後, 申請年度, 自治体コード, 整理番号, 継続申請, 失業者区分, 開始日, 終了日, FATMENJO連動連番, 進達区分

### ■摘要記録

個人番号, 連番, 摘要日, 摘要, 異動事由

### ■受給年金

個人番号, 連番, 受給年金記号, 受給年金番号, 受給年金種別, 受給年金制度, 受給年金一連番号, 受給開始年月, 受給権発生日, 支給停止区分, 支給停止年月, 有期認定年, 有効年, 失権区分, 失権日, 診断書必要者区分, 診断書提出日, 診断書コード, 障害認定等級, 障害認定号数, 障害認定, 認定年度, 傷病名, 支払金融機関, 基本年金額, 加算額, 停止額, 支払年金額, 証書受渡日, 受給選択区分, 他年金受給区分, 裁定請求日, 裁定日, 裁定1年未満区分, 額改定後1年未満区分, 区コード

### ■加算対象者

個人番号, 登録順位, 登録区分, 加算対象者個人番号, 加算対象者障害有無, 加算対象者続柄名, 加算対象者続柄コード1, 加算対象者続柄コード2, 加算対象者続柄コード3, 加算対象者続柄コード4

### ■公的年金

個人番号, 制度, 給付種別, 支給開始日, 基礎年金番号

### ■福祉年金・老齢福祉年金

個人番号, 老齢福祉年金記号, 老齢福祉年金番号, 受給開始年月, 受給権発生日, 支給停止区分, 支給停止年月, 失権区分, 失権日, 配偶者個人番号, 扶養義務者個人番号, 扶養義務者続柄名称, 扶養義務者続柄コード1, 扶養義務者続柄コード2, 扶養義務者続柄コード3, 扶養義務者続柄コード4, 代理人個人番号, 公的年金受給区分, 公的年金番号, 受取郵便局コード, 他年金記号番号, 証書有無区分, 差額受給者区分, 区コード

### ■福祉年金・特別障害給付金

個人番号, 県コード, 番号, 連番, 発生(請求)日, 受給開始年月, 初診日, 障害認定日, 支給停止区分, 支給停止年月, 有期認定年, 有効年, 失権区分, 失権日, 診断書提出日, 診断書コード, 障害認定等級, 障害認定号数, 障害認定, 認定年度, 傷病名コード, 傷病発生日, 傷病名, 公的年金額, 基本年金額, 停止額, 支払年金額, 他年金受給区分, 配偶者個人番号, 配偶者証書番号(記号), 配偶者証書番号(番号), 配偶者年金コード1, 配偶者年金コード2, 学校名かな, 学校名, 学校所在地, 在学期間開始日, 在学期間終了日

### ■福祉年金・税情報

受給者個人番号, 受給者連番, 登録区分, 年度, 入力区分, 所得譲渡, 所得一般, 所得合計額, 控除雑損, 控除医療費, 控除小規模企業共済等掛金, 控除肉用牛, 控除配偶者特別, 控除社会保険料, 控除後所得金額, 扶養人数, 扶養人数(老人), 扶養人数(特定), 扶養人数(障害), 扶養人数(特別障害), 本人その他障害, 本人特別障害, 本人老年者, 本人寡婦, 本人特別寡婦, 本人寡夫, 本人勤労学生, 職業区分, 職業名, 削除区分

### ■外国人詳細情報

識別番号, 国籍, 外国人登録番号, 登録年, 登録月, 登録日, 旅券番号, 旅券発行年, 旅券発行月, 旅券発行日, 上陸許可年, 上陸許可月, 上陸許可日, 在留資格, 在留開始年, 在留開始月, 在留開始日, 在留終了年, 在留終了月, 在留終了日, アルファベット氏名, 外国人住民となった年, 外国人住民となった月, 外国人住民となった日, 在留期間等, 履歴番号, 在留カード等の番号, 在留区分

### ■学特申請用学校情報管理

個人番号, 学校名称, 学校所在地, 学校の設立形態, 在学期間開始, 在学期間終了

個人番号, 連番, 申請日, 免除申請種別, 免除判定日, 免除判定結果区分, 免除種別, 申請年度, 整理番号, 継続申請, 社保送付日, 社保受区分, 特例継続申請区分

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名  |   |
|---|---|
| 国民年金情報ファイル  |   |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）                      |   |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク  |   |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                                    | 申請書等で入手するものについては、番号法に基づき、個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示による本人確認を行い、対象者を限定する。<br>システム連携により入手するものについては、個人を特定する番号（識別番号、識別番号と紐付いた個人番号）を介して、対象者を特定することにより、対象者以外の情報が入手できないようにシステム上で措置しており、また、事前に提供を受ける項目については承認を必要としており、承認されたデータ以外は、連携できないように措置されている。    |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                                 | 本人(または代理人)からの入手では、個人番号法に基づく本人確認後(個人番号等の提示ができない場合、基礎年金番号等による確認)、所定の国民年金届出書等への記載により、必要となる項目以外の記載が行えないようにする。<br>電子媒体等では、必要な項目のみにしぼり、不必要な項目を取得できないフォーマットとする。  |
| その他の措置の内容   | —   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク                                     |   |
| リスクに対する措置の内容  | 届出を受付ける際は、本人または代理人の本人確認、委任状の確認等を行う。<br>システムを利用する職員は、ユーザーIDパスワードによる認証を行い、システム上で利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法での入手の防止を図り、システムのアクセスログ等の操作履歴を記録し、不正入手を行っていないことをの確認を行う。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                                  |   |
| 入手の際の本人確認の措置の内容   | 番号法に基づき、個人番号カード、通知カード、身分証明書の提示により、本人確認を行う。  |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容  | 個人番号カード、通知カード、身分証明書の提示により、既に登録された宛名情報の基本4情報との照合を行い、個人番号の真正性の確認を行う。  |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容  | 特定個人情報の入力、削除、訂正等を行う際は、訂正等の作業を行った者以外が確認する等、必ず訂正等の内容の確認を行い、作業に用いた帳票等は、文書管理規定に準じて、保管管理し、期間経過後、廃棄処分を行う。   |
| その他の措置の内容   | —   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                               |   |
| リスクに対する措置の内容  | 申請書等による入手については、窓口でパーテーションの設置により、記載内容が隣席へ漏れるなどの防止を行い、受付した申請書等は、鍵付きキャビネット内に保管する。電子媒体による入手については、パスワードを付与して受け渡しを行っており、庁内連携については、専用線を用いたシステム間での連携・接続を行う。日本年金機構から紙媒体で提供される被保険者に係るリスト等については、郵送で受領後、取り扱い職員を限定し、鍵付きのキャビネット内で保管するなど管理を行い、情報流出を防止している。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| —   |   |